

## 〔R0124〕 都市計画法

次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1. 都市計画施設の区域内において、地階を有しない木造、平家建ての飲食店を新築する場合は、原則として、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
2. 都市計画区域内において、延べ面積1,500㎡の仮設興行場の建築の用に供する目的で行う開発行為は、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。
3. 市街化区域内において、病院の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が5,000㎡のものについては、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。
4. 地区整備計画が定められている地区計画の区域内で、当該地区計画に建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている場合において、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更をしようとするときは、原則として、当該行為に着手する日の30日前までに、所定の事項を市町村長に届け出なければならない。

〔R0124〕 正答 2

1. 正しい。都計法53条1項一号により、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内で建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。また、同法令37条の階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転は、軽易な行為として許可が不要となるが、新築は含まれない。
2. 誤り。都計法29条1項十一号及び同法令22条一号により、仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為は、軽易な行為として、地域を問わず開発許可を要しない。
3. 正しい。都計法29条1項一号及び同法令19条1項により、市街化区域内において、建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が1,000㎡以上であるものは、原則として、開発許可を受けなければならない。なお、病院は、同法29条1項三号及び令21条で定める許可を要しない「公益上必要な建築物」には該当しない。
4. 正しい。都計法58条の2第1項により、地区整備計画が定められている地区計画の区域内において、建築物の建築、その他同法令38条の4で定める行為を行う場合は、原則として、当該行為に着手する日の30日前までに、所定の事項を市町村長に届け出なければならない。設問の「地区計画に建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている場合において、建築物等の形態又は色彩その他の意匠を変更する行為」は、同法令38条の4第二号に該当する。